

新型コロナウイルス感染症拡大により経営に影響を及ぼしているサービス事業者の経営の継続化を支援します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、収入が減少した市内サービス事業者の事業の継続に向けて支援金の給付を行います。

1 給付対象者

下記の業種に該当する事業者が対象となります。

(1)

小売事業者	商品小売業、衣服小売業、飲食料品小売業、機械機器小売業 ※無人店舗は除く
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、娯楽業
学習支援業	その他の教育、学習支援業

(2)

医療事業者、福祉事業者	医療業、療術業、社会福祉・介護業
-------------	------------------

2 給付要件

次の要件を満たす事業者が対象です。

- ① 給付対象者のうち(1)に該当する事業者については、令和2年3月から令和2年6月までのうち連続する3月の売上の平均額が、前年同期比で20%以上減少していること。
- ② 給付対象者のうち(2)に該当する事業者については、令和2年6月から令和2年9月までのうち連続する3月の売上の平均額が、前年同期比で20%以上減少していること。
- ③ 美祢市経営継続支援事業給付金の交付を受けたことがないもの。
- ④ 前年度の売上が200,000円以上あること。

3 給付金額

給付対象者のうち(1)に該当する事業者については下記のとおり。

区 分	給付金額
平成31年3月から令和元年6月のうちいずれか1月分の売上が20万円以上の場合	200,000円
平成31年3月から令和元年6月のすべての月の売上が20万円未満の場合	100,000円

給付対象者のうち(2)に該当する事業者については下記のとおり。

区 分	給付金額
令和元年6月から令和元年9月のうちいずれか1月分の売上が20万円以上の場合	200,000円
令和元年6月から令和元年9月のすべての月の売上が20万円未満の場合	100,000円

4 申請手続

- 申請受付期間：令和2年6月25日（木）から令和2年12月25日（金）まで
- 申請方法：申請書類一式を、美祢市商工労働課（市役所本庁舎2階）、美祢市商工会、美祢市観光協会へ郵送又は窓口提出
- 申請に必要な書類
 - 美祢市サービス事業者等総合経営支援事業給付金交付申請書
 - 交付申請書に記載のある添付書類一式

5 申請書類の入手方法

美祢市商工労働課
美東総合支所
秋芳総合支所
市内の各出張所
美祢市商工会
美祢市観光協会
美祢市HPからもダウンロードできます。

6 申請から補助金交付までの流れ

- ① 交付申請書類一式を、市商工労働課、美祢市商工会又は美祢市観光協会へ提出（申請者）
- ② 市商工労働課にて内容審査後、交付決定通知（市）
- ③ 請求書提出（申請者）
- ④ 請求書記載の金融機関へ給付金交付（市）

【申請書類等を郵送される場合】
〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326 番地 1 美祢市観光商工部 商工労働課 電話番号 0837-52-5224
〒759-2212 美祢市大嶺町東分 320 番地 3 美祢市商工会 電話番号 0837-52-0434
〒754-0511 美祢市秋芳町秋吉 3506 番地 2 美祢市観光協会 電話番号 0837-62-0115
【受付期間】 令和2年6月25日（木）から令和2年12月25日（金）まで